

動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました

(一部抜粋)

令和2（2020）年6月1日に施行されるもの

○第一種動物取扱業者の登録拒否事由が追加（第12条第1項）

- ・登録拒否事由が追加されます。
- ・登録の取消等による登録拒否期間が延長されます。（2年→5年）
- ・登録拒否の対象となる関連違反法令が拡大されます。

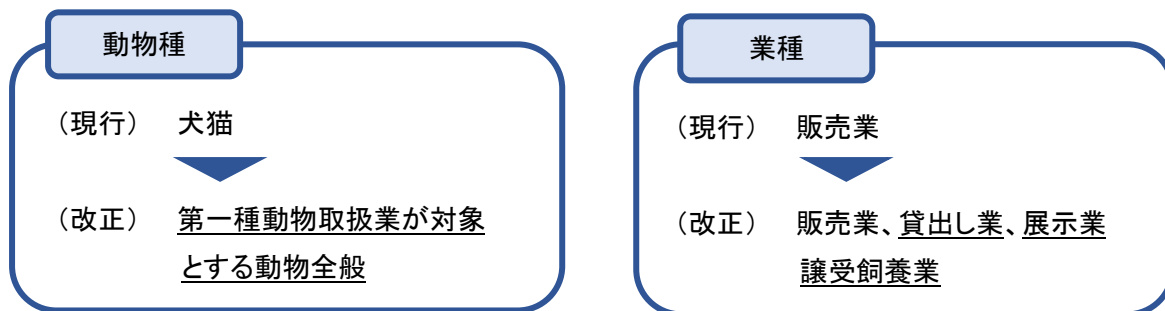
○動物の販売場所を事業所に限定（第21条の4）

- ・事業所以外での現物確認及び対面説明が禁止されます。

○動物に関する帳簿管理（第21条の5、第24条の4）（施行令第2条）

（施行規則第10条の2、第10条の、第10条の10）

- ・帳簿管理が必要な動物種、業種が拡大したため、定期報告も対象が拡大しました。



○動物取扱責任者の選任要件の変更（第22条）（施行規則第9条）

- ・動物取扱責任者は以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- 獣医師（国家資格 農林水産省所管）
- 愛玩動物看護師（国家資格 農林水産省及び環境省所管）
- 資格（専門性を有する社団法人等の試験に合格）

+

実務経験（第一種動物取扱業者で6ヶ月以上の実務経験がある）

- 卒業（獣医学、動物看護学、畜産学等を学ぶ大学、専門学校の教育機関を卒業）

+

実務経験（第一種動物取扱業者で6ヶ月以上の実務経験がある）

○特定動物に関する規制の強化（第25条の2、第26条）

- ・特定動物（交雑して生じた動物も含む）の愛玩目的での飼養・保管が禁止されます。

お問合せ先

川越市保健所 食品・環境衛生課 環境衛生担当

350-1104 埼玉県川越市小ヶ谷 817-1

電話 049-224-5103



川越市マスコットキャラクター ときも